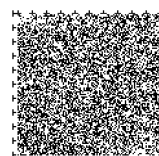


第5次杉戸町障がい者福祉計画
第5期杉戸町障がい福祉計画
第1期杉戸町障がい児福祉計画

平成30年3月

杉 戸 町



はじめに



町では、障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、障害者基本法に基づく「杉戸町障がい者福祉計画」と障害者総合支援法に基づく「杉戸町障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

一方国では、近年、障がい者施策の見直しを進めてきております。その一環として、障がいのある方が地域で生活できるよう、支援体制の充実を図るため、障害者総合支援法が改正されました。この改正により、平成30年4月からは「就労定着支援」や「自立生活援助」などの新たな障害福祉サービスの提供が開始されます。また、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため児童福祉法が改正され、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられております。

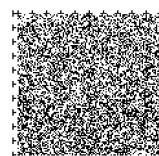
こうした背景を踏まえ、「第4次杉戸町障がい者福祉計画」「第4期杉戸町障がい福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと暮らせるまちづくり」の基本理念を継承し、この度、新たな6か年計画として「第5次杉戸町障がい者福祉計画」と、継続的に実施する福祉サービスや新たな事業の将来目標を定めた「第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画の策定にあたっては、障害者手帳をお持ちの方へのアンケート調査や障がい者関係団体へのヒアリング調査を実施するとともに、杉戸町障がい者計画推進懇話会において助言をいただくなど、多くの町民の皆様に参加していただきました。

本計画を推進していくためには、町民の皆様をはじめ、地域、ボランティア、事業者、関係機関、団体等が一丸となって連携・協働し、各種施策を推進していくことが大切であると考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり貴重な御意見、御尽力をいただきました杉戸町障がい者計画推進懇話会委員の皆様、またアンケート調査等に御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

杉戸町長 古谷 松雄



目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象者	6
5 計画の管理体制	7
6 計画の推進	8
第2章 障がい者（児）の現状	9
1 総人口・世帯数の推移	9
2 障がい者（児）の現状	10
3 アンケート調査結果概要	17
4 関係団体への調査結果概要	32

第2部 第5次杉戸町障がい者福祉計画

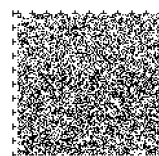
第1章 基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
4 重点的な取組	48
第2章 施策の展開	50
基本目標1 とともに認め合い、支え合う地域づくり	50
基本目標2 自分らしく暮らせる地域生活支援の充実	58
基本目標3 健やかな育ちと学びを支える体制づくり	73
基本目標4 就労支援と社会参加の促進	78
基本目標5 安心・安全に生活できるまちづくり	83

第3部 第5期杉戸町障がい福祉計画・第1期杉戸町障がい児福祉計画

第1章 成果目標（数値目標）の設定	91
第2章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）及び確保の方策	95

<資料編>

1 計画策定の経過	115
2 杉戸町障がい者計画推進懇話会設置要綱	117
3 杉戸町障がい者計画推進懇話会委員	119
4 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会設置規程	120
5 杉戸町障がい者福祉計画・障がい福祉計画策定検討委員会委員	121



※課名については、平成30年4月1日組織改正による名称を適用しています。

◎本計画書では、年・年度の表記について、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以後を表す場合でも元号を「平成」と表しています。新元号が施行された後においては、新元号の相当する年に読み換えてくださいますようお願い致します。

